株式会社ベータテック

国家試験免除　第二級陸上特殊無線技士【2陸特】養成課程

e ラーニング募集案内 【軽減コース】(要1･2海特、航空特)

弊社は総務省東海総合通信局の認定を受け、e ラーニングによる第二級陸上特殊無線技士の養成課程受講者を通年、常時募集しております。

1. この養成課程の概要

無線従事者養成課程は、「規定のカリキュラムをすべて受講し、修了試験に合格すると国家試験合格と同等の扱いとなり、無線従事者免許が受けられる制度」です。 このeラーニングは、インターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等で全受講を行うことができ、時間があるときに学ぶことができます(少しの時間でも可能です)。

受講を完了された方はCBT方式の修了試験を全国 300 箇所以上のテストセンターで受験していただき、合格されますと管轄の東海総合通信局に免許申請を行い、公布された免許証を郵送するまでを弊社で行います(資格は全国で有効です)。

また、無線設備の操作の用途とは異なりますが、アマチュア無線技士を除く無線従事者資格の取得者は、その資格により甲種消防設備士(特類を除く)の受験が可能です。

当該養成課程は有資格者(1海特、2海特、航空特のいずれか)又は弊社の養成課程(1海特、2海特、航空特のいずれか)を修了された方が受講できる「授業時間を軽減したもの」です。

･受講開始から免許証受領までの流れ

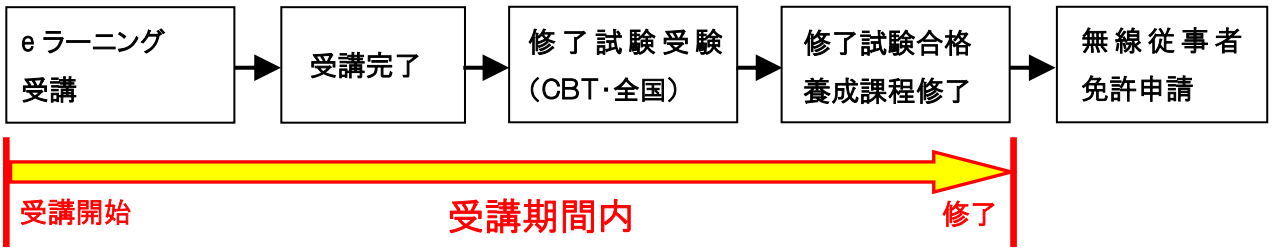

2. 第二級陸上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第二級陸上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

(1)次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

イ　受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備

ロ　陸上の無線局の空中線電力 10 ワット以下の無線設備(多重無線設備を除く。)で 1,606. 5 キロヘルツから 4,000 キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの

ハ　陸上の無線局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの

ニ　陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力 50 ワット以下の多重無線設備

(2)第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作(3陸特の範囲も操作できます。)

第二級陸上特殊無線技士で操作可能な設備等の例(次の①及び②の操作が可能です)

① 第三級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

・**各種業務用無線**･･･消防無線、警察無線、鉄道無線、防災行政無線、タクシー無線(配車)、ローカル 5G 基地局、アマチュア無線のガイダンス局　等

・**実験試験局・特別業務の局(一部)**･･･通信抑止装置(劇場等の携帯電話抑止装置)、山岳遭難捜索システム(ディテクター)　等

・**無人移動体画像伝送システム**･･･陸上移動局や携帯局の無線局免許が必要なもの(5.7GHz 帯等を使用する【携帯局】の免許が必要なドローンの無線設備や、陸上移動局の無線局免許が必要なロボットや建設機械などもこのシステムに含まれます。)

② 第二級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

・**衛星通信**･･･VSAT(ハブ局)　※50 ワットまで

・**陸上のレーダー**･･･警察(速度違反取締り)、気象(気象観測)、沿岸監視(無線標定)

・**路側通信**･･･道路交通情報、ハイウェイラジオ(1620kHz、1629kHz)

・**コミュニティFM局**･･･コミュニティFM放送局(送信電力 20 ワットの局等)

3. 養成課程の受講資格

当該養成課程は公募型養成課程(弊社が主催・募集)とし、受講資格要件は次の(1)及び(2)の条件を満たす方です。

(1)修了試験の受験時に必要な、次のいずれかの「身分証明書(写真付き)」を、試験会場で提示可能な方。

・**運転免許証**　　・**小型船舶操縦免許証**

・**パスポート**

・**個人番号カード (マイナンバーカード。表面のみを参照して使用します。)**

・**無線従事者免許証** (ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

・**工事担任者資格者証** (同上)　　・**運転経歴証明書** (同上)

・**電気通信主任技術者資格者証**(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)

から10年以内のものに限る。）

・**危険物取扱者免状**（写真の有効期間内のもの）　・**消防設備士免状**（同左）

・**在留カード**（写真付き。日本国政府発行のもので有効期間内のものに限る。）

・**特別永住者証明書**（同上）

・**学生証・生徒証（写真付きに限る）及び保険証**

・**学生証・生徒証（写真付きに限る）及び住民票**

（2）第一級海上特殊無線技士（1海特）、第二級海上特殊無線技士（2海特）、航空特殊無線技士（航空特）の3つのうちいずれかの資格を取得済の方、又は弊社の養成課程（1海特、2海特、航空特）を修了済（修了試験に合格しておりご提出いただく書類を弊社に提出済）であり当該免許証が未交付の方で、インターネット回線及びインターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末が利用可能であり、インターネット接続のスキル（WEBアクセス、ID及びパスワード入力、画面をクリックして項目選択等が可能）を有する方で、受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方。尚、上記3つのいずれかの資格の事実確認のため、その免許証の写し（画像データ又は印刷）をご確認させていただき、確認できた場合に受付とさせていただきます。弊社の養成課程を修了された方は、弊社にて書類を確認いたします。

①電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない方

②第二級陸上特殊無線技士、及び旧資格（特殊無線技士（無線電話甲）、特殊無線技士（無線電話乙）、特殊無線技士（国際無線電話））の資格を既に取得されている方

4. 養成課程の受講期間、標準的な受講期間

受講者の受講開始日から修了試験（追試験を含む）の合格日までは4ヶ月以内です。尚、全受講を完了されないと修了試験を受けることができません。期間内に受講を完了されない場合は失格となり免許が得られなくなります。また、修了試験不合格の場合は、規定の再受講の完了後に一度のみ、追試験が受けられます。（要追試験料）

5. 養成課程の授業科目及び授業時間（規定時間数による）

養成課程の資格	授　業　科　目	授　業　時　間
第二級陸上特殊無線技士（授業時間の軽減による）	無　線　工　学	1時間
	法　　規	1時間

6. 養成課程の受講に必要なシステム

養成課程の受講は e ラーニングのシステムを使います。e ラーニングに必要なシステムは次の通りです。

（1）利用可能なインターネット回線（有線LAN、無線LAN等）

（2）インターネット接続ができ、ブラウザソフトでホームページが閲覧可能であり、電子メールの送信・受信が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末

※電子メールアドレスがｅラーニングの受講ＩＤとなるため、電子メールアドレスがないと受講できません。また、受講には1名様毎に異なる電子メールアドレスが必要です。お申込みいただく際の申込書には、受講者本人のみが使用する電子メールアドレスを必ず記載してください（スマートフォンのアドレスも可ですが、PCからのメールが受信できないと受講いただけません）。

※このeラーニングでは、オンラインのテキストのみのご提供となります（印刷版テキスト、ファイル等のお渡しはありません）。

7. 受講申込・受付・受講開始・必要書類送付まで

（1）受講のお申し込みは、弊社ホームから必要事項をご入力ください。（申込フォームリンクは下記17をご参照ください）

あらかじめ弊社（PC）からの電子メール（@b-tec.jp）が受信できる設定にしておいてください。

（2）申込内容をご確認させていただき、請求のご連絡をさせていただきます。お支払い期日までに受講料をお支払いください。

※お申込の受付処理は平日9：30～18：00となります。

（3）お振り込みが確認できましたら、eラーニングの受講 ID を発行し、受講ガイドを送付させていただきます。eラーニングの受講 ID 等は電子メールにて通知させていただきますので、受信次第、受講を開始してください。

※受講開始希望日ありの方は、受講開始希望日になるとeラーニングの受講が可能になります。

（4）**（3）の到着後、基本的に14 日以内に下記の書類を弊社に郵送いただきます。**

・証明写真（同じもの2枚分　縦 3cm×横 2.4cm）

・記入済の無線従事者免許申請書、及び申請に必要な書類（住民票等）

8. 受講中の質問、問い合わせ等の対応

ご質問は弊社担当まで電子メールにてお送りください。弊社より電子メールにて回答させていただきます。

9. 受講完了から修了試験受験まで

eラーニングによる受講開始後、受講完了された方は、修了試験受験を希望する旨を弊社にご連絡いただき、弊社で受講完了が確認された場合は CBT の修了試験予約用のチケット番号をご連絡いたします。

CBT の修了試験を受験される方は、予約前に㈱シー・ビー・ティ・ソリューションズ（CBTS）にユーザー登録を済ませていただき、システムにログインの上、会場並びに日時選択による受験予約を行っていただきます（CBTS の他の試験を受験されたことがある場合は、その際の ID とパスワードが利用できます）。

https://cbt-s.com/index.html

受験予約を変更される場合は、必ず事前にCBTSのシステムで予約変更処理を行っていただきます。（予約変更なく試験を欠席された場合は不合格となります。）

特に（諸事情で）、筆記による修了試験を希望される場合は、会場は名古屋市天白区、東京都荒川区、横浜市港北区の 3 会場のみとなります。筆記試験の手配等は事前調整が必要になるため相談の上、個別対応とさせていただきます。

10. 修了試験会場における身分証明書確認について

受講者本人以外の受験防止のため、修了試験会場では、当日、3.（1）の身分証明書の現物を確認させていただきます。

11. CBTの修了試験会場について

試験会場は、全国 300 箇所以上となります。詳細は、次のサイトをご参照ください。

https://www.cbt-s.com/examinee/testcenter/

※こちらのリンクにアクセスし、右上の「試験会場空席照会」をクリックし、試験選択で「特殊無線技士」を選択してください。表示された試験名で「SRB-04 第二級陸上特殊無線技士養成課程の修了試験」を選択し、会場の条件、日程を選択すると、試験実施の状況を見ることができます。

12. 修了試験の受験科目及び試験時間、合格基準（電波法関係の告示による）

養成課程の資格	試　験　科　目	試　験　時　間	合格基準
第二級 陸上特殊無線技士	無　線　工　学	45分	ともに 60 点以上／100 点満点
	法　　規	45分	

※修了試験では、受講した内容の中から問題が出題されます。

※修了試験は、選択式の問題が出題されます。

※問題数は無線工学：10問、法規：10問です。

13. 修了試験に不合格となった場合

修了試験に不合格となった場合は、規定による再受講を行っていただき、再受講が完了していれば、修了追試験が受験できます（有料）。

※修了試験が不合格の場合、受講者は1回のみ修了追試験を受験することができます（ただし、修了追試験の受験・合格も受講期間内に行なわなければなりません。）。

14. 修了試験又は修了追試験合格後、免許証交付まで

受講期間内に修了試験、又は修了追試験に合格された場合は、弊社から管轄の東海総合通信局に免許申請を提出いたします。

免許証が交付されるまでは最長でおよそ6週間を要します。免許証は弊社から送付させていただきます。

15. 受講期間内に修了できなかった場合

受講期間以内に受講完了及び修了試験合格ができなかった場合は失格となり、免許が受けられなくなります。失格後は弊社の規定により、新たな期間（正規の受講期間以内）で再受講いただくことが可能です

（追加費用が必要です）。また、失格後、再受講をされない場合は、受講料のうち未使用分の金額をご返金させていただきます。
追加料金による再受講、及び失格後のご返金の金額は、失格後に受講者様あてにご連絡させていただきます。ただし、追加料金及びご返金は失格の日から1ヶ月以内の申し出に限り有効とさせていただきます。

16. 受講料等

16，875 円（税込）　※受講料には、修了試験代（1回分）、無線従事者免許申請の印紙代を含みます。

※修了試験不合格の方は、別途　修了追試験受験料　4，950 円（税込）　がかかります。

※過去に、弊社の養成課程（eラーニング又は講習会）を受講された方（失格の場合を除く）は、申込フォームに記載いただくことと事務手数料（税込¥2,200）を割り引きます【複数資格の場合はいずれか1つのみを割引適用いたします】。

17. お申込み・問い合わせ先（弊社連絡先）

お申込みは、こちらの申込フォームをご利用願います。

・申込フォーム　https://www.b-tec.jp/cgi-bin/rikutoku/regist/2rikured_regist.html

お問い合わせは、株式会社ベータテック　2陸特eラーニング担当まで　お願いいたします。

電子メール　2riku(at)b-tec.jp　　電話番号（養成課程担当）　052-893-9935

※電子メールおよび電話でのお問い合わせのご対応は平日9：30～18：00となります。
※迷惑メール防止の対策をしております。(at)の部分を@に変更の上、お送りください。

以上